

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程のあらまし

- 1 市町村域水道事業の業務の標準化に伴い、水道事業ごとに定めていた水道事業給水条例施行規程を廃止し、共通の規程を新たに制定します。
- 2 水道の使用開始時、中止時等における料金の算定方法について、使用日数及び使用水量に応じて基本料金を算定する方法に統一します。
- 3 この規程は、令和6年10月1日から施行します。